

# ◆特別養護老人ホーム太陽の園 利用料金表(2021年4月～)◆

## (1)基本利用料(1日あたり)

### ○介護給付

介護福祉施設サービス費Ⅱ		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割)	多床室	573円	641円	712円	780円	847円
	従来型個室	573円	641円	712円	780円	847円

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

### ○主な加算と算定要件

加算	算定要件	自己負担額1割
初期加算 (1日あたり)	①入所日から起算して30日間。 ②入所後、30日以上入院後に再入所した場合。	30円
日常生活継続支援加算 (1日あたり)	①介護福祉士の人数が配置基準を満たしている。 ②定められた期間の新規入所者のうち、要介護4若しくは要介護5の方が、70%以上の場合 ③定められた期間の新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上の場合 ④入所者のうち、痰の吸引等が必要な方の占める割合が15%以上の場合	36円
栄養マネジメント強化加算 (1日あたり)	常勤の管理栄養士を配置と、他職種共同で利用者ごとの栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価を行う	14円
看護体制加算(Ⅰ)+(Ⅱ) (1日あたり)	常勤看護師1名以上を含む配置と、24時間連絡体制の確保	12円
夜勤職員配置加算 (1日あたり)	夜勤を行う介護職員が、最低基準を1人以上上回っている場合	13円
個別機能訓練加算 (1日あたり)	常勤の機能訓練指導員を配置し、他職種共同で利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的な機能訓練を実施した場合	12円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (一月あたり)	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進し、介護サービスの質の向上を図るため必要な情報を収集、提出、活用した場合	40円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取扱いとして創設。	所定単位数×8.3%の1割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設。	所定単位数×2.7%の1割

※その他対象の方は、療養食加算・外泊加算・経口維持加算Ⅱ・看取り介護加算等が加算されます。

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

## (2)介護保険給付外費用 及び その他のサービス

### ①食費及び居住費(1日あたり)

居住費(水道光熱費+室料)	第4段階 多床室1,150円 従来型個室1,510円
食費(食材費+調理コスト)	1,700円(第4段階以上)
	1,445円(第3段階以下)

※「特定入所者介護サービス費」低所得者には、居住費・食費が過重な負担にならないように、所得状況により下記の通り1日あたりの限度額が設定されております。

所得区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	370円	370円	370円	1,150円
	従来型個室	320円	420円	820円	820円	1,510円
食費(食材料費+調理コスト)		300円	390円	650円	1,360円	1,700円

※その他の対策として、高額介護サービス費制度・社会福祉法人利用者負担軽減制度があります。

(いずれも保険者へ申請が必要です。)

### ②その他のサービス

種類	内容	利用料
理髪	吉田地区理容組合の出張理容サービスをご利用いただけます。	1回 2,800円
預り金 管理サービス	入所者預かり金等管理規定に基づき以下のサービスをご利用い	月 500円
	・金銭に関する手続き等 ・重要な書類の保管	